

# 農地を農地以外に利用するときは、手続きを！

## 無断転用は農地法違反です

農地を農地以外に利用することを農地転用といいます。農地に建物を建てたり太陽光発電設備を設けたりするとき、農地を道路や駐車場にするときには、農地転用の届出や許可が必要です。

農地転用の手続きが必要になる土地は、地目が田や畠などの農地です。地目が田・畠以外でも、現在耕作されている土地は農地として扱われます。

農業委員会（農林振興課内）

☎ 995-1824



### 市街化調整区域などの農地転用は許可が必要

農地転用の手続きは、その農地の区域によって異なります。農地を一時的に資材置場や仮設現場事務所などの敷地として利用する場合も、農地転用の届出や許可が必要です。

#### 市街化区域内の農地転用

市街化区域内の農地を転用するときには、あらかじめ農業委員会への届出が必要です。

#### 市街化区域外（市街化調整区域など）の農地転用

市街化調整区域など市街化区域外の農地を転用するときには、許可が必要です。許可の申請をすると、転用の目的、転用する農地の市街地への近接度合、転用の確実性、周辺農地への影響などの審査が行われ、4ヘクタール以下の農地転用は、農業委員会が許可します。4ヘクタールを超える農地転用は、農業委員会を経由して県知事が許可します。

また、農用地区域内の農地（通称：青地農地）は、原則として転用することができません。転用する場合には、いくつかの条件を満たした上で、事前に農用地区域から除外する手続きを行い、承認を受ける必要があります。

### 無断転用は農地法違反

農地を無断で転用すると農地法違反となり、転用の効力が生じません。工事の中止や原状回復の命令が出されることもあります。さらに3年以下の懲役や300万円以下（法人に対しては1億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

### 所有権移転を行う場合も許可が必要

農地を農地のまま所有権移転などを行う場合は、農地法3条の許可が必要です。違反転用された農地を所有していたり遊休農地のままにしておいたりすると、新たに農地を取得できない場合があります。相続や時効などで権利を取得した方は、農業委員会に届出が必要です。

### 耕作できない場合は相談を……

相続などで農地を取得しても、農業経験がないため耕作できない場合や、後継者がいないため農地を荒らしてしまうおそれがあるなどの場合には、農業委員会にご相談ください。農地の有効活用のため、農地中間管理機構（県農業振興公社）や農地利用集積円滑化団体（南駿農業協同組合）と連携しながら、農地の貸し手と借り手を結びつけるお手伝いをします。

### 農地に太陽光発電設備を設置する場合も手続きを！

太陽光など再生可能エネルギーを活用した発電設備を農地に設置する事例が多くあります。太陽光発電設備などを農地に設置する場合も、農地転用の手続きが必要です。設備の設置工事に着手する前に必ず農地転用の手続きを済ませてください。

